

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>非上場会社の株主に対して、吸収合併、新設合併、株式交換及び株式移転（以下「合併等」という。）により交付された既上場会社の株式について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること。</p>	
	減収見込額 （平年度）	一百万円 （一百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 上場株式等の特定口座への移管を促進することにより、投資家の納税手続の負担を軽減させ、もって個人投資家の証券市場への参加の拡大を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定口座は、個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、利用者の納税手続の負担を軽減する観点から設けられた制度である。 平成 15 年 1 月の制度開始以来 6 年半の間に、特定口座数は約 2,000 万口座（平成 21 年 6 月末時点）となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。 しかしながら、非上場会社と上場会社との間の合併等は、昨年数十件実施されており、現に需要が発生している一方、非上場会社の株主に対して、合併等により交付された既上場会社の株式等は、現在、特定口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。 確定申告等による投資家の負担を削減するため、今回要望するケースについて、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 上場株式等の特定口座への預け入れに係る整備は、個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、極めて重要であるため、妥当な施策である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ. 1. (4) 個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	特定口座数の利便性の向上 参考指標は、特定口座数の拡大
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず

これまでの
要望経緯

平成 21 年度税制改正において、同種の要望を行い、一定の要件を満たす上場株式等について特定口座への受け入れが可能となっている。